

たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	14	戦略番号	3	戦略の方向番号	(1)	事業名	ウェディングシティ立川推進事業				
対応する戦略名		3. 強みを輝かせ、まちで暮らし働かしごとをつくる									
対応する戦略の方向		(1)商工会議所や金融機関などとの連携強化や立川の都市特性を生かした創業、オンリーワンとなりうる産業の創出・育成、地域経済を支える中小事業者の持続的発展の支援を促進することで、地域に根ざした魅力あるしごとを創出します。									
事業概要		ブライダル産業を戦略的に活性化させ、エリア外への流出に歯止めをかけ市内において結婚式を挙げるカップルを増やすとともに、ブライダルをキーワードにこれまで接点等がなかった市内の多様な産業同士をつなげ、新たなにぎわいの創出や地域経済の活性化を目指します。									
事業実施状況		ブライダル関連産業が集積する立川市の強みを活かし、結婚式に関連する事業者で結成された「TAMAウェディング推進会」と協働しながら、「結婚式を挙げたいまち」として発信した。同推進会が作成・販売中の「Tama Wedding Box」のプロモーション、「Wedding ai」の発刊や、たちかわ楽市への参加など、各種イベントの支援を行った。									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		市内結婚式場の利用件数							
		単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		件	-	-	1,442	2,066 (累計3,508)	-	4,000 2016(平成28)年度～ 2019(平成31)年度累計			
		ウェディング推進会が実施するプロモーション活動や各種イベント事業を支援することにより、立川市の強みであるブライダル関連産業が活性化し、多摩のイメージアップと広く集客を図る事で、にぎわいの創出につなげる事ができた。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成30年度の事業展開		課題	「Tama Wedding Box」の周知はまだ不十分であり、他のイベントを含め、継続的にプロモーションを支援していく必要がある。								
		平成30年度の事業展開	ウェディング推進会が実施するプロモーションや各種イベントを引き続き支援し、にぎわいの創出や地域経済の活性化に繋げていく。								

Wedding Box

Abstract

42

たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	15	戦略番号	3	戦略の方向番号	(1)	事業名	創業支援事業				
対応する戦略名		3. 強みを輝かせ、まちで暮らし働きごとをつくる									
対応する戦略の方向		(1)商工会議所や金融機関などとの連携強化や立川の都市特性を生かした創業、オンリーワンとなりうる産業の創出・育成、地域経済を支える中小事業者の持続的発展の支援を促進することで、地域に根ざした魅力あるしごとを創出します。									
事業概要		市内創業支援団体(市・商工会議所・金融機関等)で発足した「たちかわ創業応援プロジェクト」において創業支援事業を実施し、創業者への周知を強化します。あわせて、コミュニティビジネスの普及啓発や創業支援を実施します。									
事業実施状況		・地域経済活性化推進員による相談窓口を181回開催し、のべ216人の相談を受けた。 ・創業希望者、創業して間もない方を対象に創業セミナーを2回実施した。 ・コミュニティビジネス普及啓発のセミナーを実施した。 ・上記セミナーの周知用に作成したチラシのほか、「たちかわ創業応援プロジェクト」で作成している広報紙を各機関に配架し、創業事業の周知を行った。									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		相談件数							
		単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		件	136	191	146 (累計337)	170 (累計507)	-	1,000 2015(平成27)年度～ 2019(平成31)年度累計			
		・窓口で個別相談を実施することで、相談者のニーズに合った創業支援を行うことができた。 ・多様なアプローチで創業関連セミナーを開催したことで、創業に関心をもつ幅広い方々に「創業しやすいまち立川」をアピールすることができた。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成30年度の事業展開	課題	国・都・近隣市の創業者助成制度及び創業者のニーズについて情報収集し、より効果のある創業者支援の制度設計を構築することが必要。									
	平成30年度の事業展開	三市創業支援事業協議会による、広域的な創業者支援。 たちかわ創業応援プロジェクトによる新たなセミナーの実施。 相談窓口の開設。									

◆たちかわ創業応援プロジェクト開設予定(11月&12月)◆

以下の日程で、各機関が相談窓口を開設しています！
詳しくは右側の各コーナーをご覧ください。

✧市民活動センターたちかわ
(活動)

市	商工	公産	多座	活動
11月	1 (水)	●	●	●
	2 (木)	●	●	●
	3 (金)			●
	4 (土)	●		●
	5 (日)			●
	6 (月)	●		●
	7 (火)	●		●
	8 (水)	●		●
	9 (木)	●		●
	10 (金)	●		●
	11 (土)	●		●
	12 (日)	●		●
	13 (月)	●		●
	14 (火)	●		●
	15 (水)	●		●
	16 (木)	●		●
	17 (金)	●		●
	18 (土)	●		●
	19 (日)	●		●
	20 (月)	●		●
	21 (火)	●		●
	22 (水)	●		●
	23 (木)	●		●
	24 (金)	●		●
	25 (土)	●		●
	26 (日)	●		●
	27 (月)	●		●
	28 (火)	●		●
	29 (水)	●		●
	30 (木)	●		●

※立川市役所(市)

「剣豪を考えてみたいんだけど……」「『鬼立』の新聞を繰って！」
そんなときは、立川市役所の地域経済活性化推進員による
相模窓口へどうぞ！

● 毎理月・火・金・土曜日 10時～17時(お昼休みを除く)
本 場 所：立川市中央公民館2階23号交流コーナー
(東京都立川市相模町2-36-2)

○ 毎週水曜日 13時～17時
予 約：042-528-4317
○ 毎週水曜日 13時～17時
場 所：たましん4047(立川市曙町2-8-18)

No.	開催日時	種類	事業名・講座名	事業内容・講座内容	場所	特定 対象者	定員	参加費	主催機関 (共催機関)	お問合せ先機関	連絡先	申込方法	申込期間 又は募集 要否	項目	連絡 関係
1	常時	個別相談	創業に関する個別相談	市の相談員が、起業・創業・経営・資格取得に関することや創業計画書の作成についてなど、個別で相談に応じます。	立川市 中央図書館、 Winセンター	なし	なし	無料	立川市 産業観光課	立川市 産業観光課	042-528-4317	電話(042-528-4317)	-	1	
2	常時	個別相談	創業に関する個別相談	特定創業支援事業である創業塾・セミナーの補助支援事業として随時受付し、対応する。多岐信用金庫のインキュベーションマネージャーが担当する。	立川市 Winセンター	なし	なし	無料	創業支援センター TAMA AMA	創業支援セン ター TAMA	042-528-2786	電話(042-528-2786)	○	4項目	
3	常時	個別相談	創業に関する個別相談	経営指導員による窓口相談を実施します。	立川市 立川商工会議所	なし	なし	無料	立川商工会議所	立川商工会議所	042-927-2700	電話(042-927-2700)	○	4項目	
4	常時	個別相談	創業に関する個別相談	融資相談だけでなく、ビジネスプランの作成や準備段階に応じたサポートをさせていただきます。	立川市 日本政策金融公庫 立川支店	なし	なし	無料	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	042-524-1191	電話(042-524-4191)	-		
5	常時	個別相談	NPOに関する個別相談	NPOの多様なグループの運営相談、NPO法の解説、法人化の意義・設立に向けた手順や事務・賃金などについて、個別相談に応じます。	立川市 立川市総合福祉 センター	なし	なし	無料	立川市社会福祉協 会	市長活動セン ター	042-523-3323	電話(042-523-3323) FAX(042-523-8714)	-		
6	12月9日 13:00 ～ 16:00	セミナー	T.A.は創業セミナー ～低創業費向けセミナー～	創業後に発生する様々な課題について解説し、解決方法まで導きます。	立川市 立川市女性総合 センター・ア・イム	なし	30名	無料	三市創業支援事業 協議会T.A.F.	立川市 産業観光課	042-528-4317	電話(042-528-4317) Mail:angyeu1@city.tachikawa.lg.jp	-		

[illegible]

★立川市の創業支援施策をご紹介します！！★

「簡単しやすいから、女三市でも、各種施策を設け、希望者を養っています。気になる施策、不明な点などありましたら、ぜひ産業観光課窓口へお問い合わせください。」

施策1. ビジネス相談
専門の相談員による創業、資格、転職などの相談が無料で受けられます。

日時① 毎週火、金、第1、3土曜日の10時～17時 場所:市中央図書館2階とジネス相談コーナー
日時② 毎週水曜日の13時～17時 場所:たましんWINセンター

施設2. たちかわ創業支援プロジェクト
 ①各事業セクター実施(特設創業支援事業あり) ※注1
 ②各機関による窓口相談実施(詳細は上記) ※注2
 ③たちかわ創業支援通の発行(隔月) ※注2

實施3. 三市創業支援事業協議會T.A.F. ※注3

※各種七十三―実施(特定創業支援事業あり)※

施策4. ビジネス支援ライブラリー

市中央図書館にはビジネス書籍の専門コーナーがあります。約1200冊の蔵書をぜひご利用ください。

施設5. 立川市中小企業事業資金融資あっせん制度【創業資金A、B、S】
①創業資金A. 利率0.5% 円庫1000万円 ②創業資金B. 利率0.4% 円庫1000万円(女性 若年・三子男性対象※注4) ③創業資金S. 利率0.3% 円庫1500万円(認定創業業者対象※注1)

[施設6. 空き店舗情報サイト](#)

立川市内の空き物件を地域別に簡単に探せるサービスです。立川市のHPから、「空き店舗情報サイト」と入力して検索してください。

施設第7、商店街チャレンジャー事業
商店街(会)と出店商(チャレンジャー)の共同で出店計画を作成し、その後、市の審査を経て、優れたプランには奨励金の交付があります。(奨励金賞1組:115万円、優等賞1組:60万円)

施策8. チャレンジシグザ「コラボ」

JR立川駅南口の築造編で最長1年間、様々な支援を受けながら経営を準んでいたが、その後は市内にて独立店舗を出していたが制度です。某年に入店者の募集は11月13日(月)まで。

施策9. コミュニティ化ビジネス支援事業

コミュニティビジネスの周知啓発、創業などに関するセミナー実施

注1：「特定創業支援事業」とは、財務・経理・販路開拓、人材育成の4分野について要請を受けたとき、市に申請すると、「認定創業者」と認められ、創業融資における優遇を受けられる制度です。

注2：「まちづくり創業家賃減額」は、市役所指定の立川1号店、たまし創業支援センターTAMA、立川市社会福祉協議会等に配属するHPIにてアカセと森島が創業した「創業応援通道」と入力。

注3：「ア・フ・ハ」は、立川市の三商工連携財団、地域金融をサブで。セブン銀行やファミリーマート等のネットカフェエスプレッックで、「TAF」は創業後6ヶ月以上営業している店舗です。

注4：「ア・フ・ハ」は、立川市の三商工連携財団、地域金融をサブで。セブン銀行やファミリーマート等のネットカフェエスプレッックで、「TAF」は創業後6ヶ月以上営業している店舗です。

注4:若年とは「20歳以上35歳未満」、シニアとは「55歳以上」を指します。

■問合せ先: 施策1~5⇒立川市産業観光課 TEL: 042-528-4317 MAIL: sangyou-t@city.tachikawa.lg.jp

施策6、7⇒立川市商店街振興組合連合会TE

施策B⇒立川商工会議所 TEL:042-527-2700

施策⇒立川市協働推進課 TEL:042-528-4315 MAIL:kyoudousuishin@city.tachikawa.lg.jp



※QRコードは、こちらから

たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	16	戦略番号	3	戦略の方向番号	(1)	事業名	商店街空き店舗対策モデル事業				
対応する戦略名		3. 強みを輝かせ、まちで暮らし働くしごとをつくる									
対応する戦略の方向		(1)商工会議所や金融機関などとの連携強化や立川の都市特性を生かした創業、オンリーワンとなりうる産業の創出・育成、地域経済を支える中小事業者の持続的発展の支援を促進することで、地域に根ざした魅力あるしごとを創出します。									
事業概要		商店街での開店希望者と商店街が共同で事業を提案するコンペティション事業(商店街チャレンジャー募集事業)を実施し、商店街の魅力創出に寄与する店舗の誘致につなげます。									
事業実施状況		・協力商店街登録数 26団体 ・出店計画書提出数 8件 ・選考対象数 8件									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		奨励金を交付した店舗数							
		単位	戦略策定時の値(25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		店	-	1	2 (累計3)	2 (累計5)	-	10 2015(平成27)年度～ 2019(平成31)年度累計			
		空き店舗の解消により商店街が活性化したことに加え、商店街と開店希望者が地域ニーズを相互に理解し、事業を開始していくことで、商店街の魅力創出と地域コミュニティの向上につながった。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成30年度の事業展開		課題	関係機関と協力して幅広く開店希望者に事業を周知するとともに、空き店舗の情報発信と応募を促進するために開設した「立川市空き店舗情報サイト」の周知が必要。								
		平成30年度の事業展開	各商店街への事業協力の呼びかけを行うとともに、平成28年11月に開設した空き店舗情報を発信する情報サイトのさらなる周知を図り、商店街の魅力向上につながる出店の誘致を支援する。								

求む！魅力あふれる新店舗

商店街への優れた出店計画を表彰します

奨励金
最優秀賞（1組）
115万円

出店者（チャレンジャー）100万円
商店街（会）15万円

優秀賞（1組）
60万円 チャレンジャー50万円
商店街（会）10万円

出店前に地域のことをよく知りたい
自らをもっとも活かせる地域に出店したい
地域と良い関係を築いて共存共栄していきたい

このような願いを持つチャレンジャーの積極的な応募をお待ちしております

- 事業概要**
- ◆ 自分を活かすことができる開店場所を探す「チャレンジャー」と、商店街エリアの活性化につながる店舗の開店を望む「商店街（会）」を結びつけることを目的とした事業です。
 - ◆ 応募するチャレンジャーの皆さんには、商店街（会）の方と共同で出店計画書を作成していただきます。
 - ◆ 市が出店計画を募集して審査し、表彰対象となった商店街（会）とチャレンジャーに奨励金を交付します。

詳しい募集内容を中間に掲示しております。

応募方法
立川市商店街連合会のサイト <http://www.tachikawa-shoren.com> をご覧いただいたうえで、同連合会に電話（☎042-527-2788）でご連絡ください。

申請から表彰までの流れ

1 申し込み～マッチング

①立川市商店街連合会のウェブサイトへアクセス
<http://www.tachikawa-shoren.com>

②サイトを見て、出店したい商店街（会）を検討
サイトは随時更新しますので、掲載されている商店街（会）や掲載情報はご覧いただいた後から変更になる場合があります。

③立川市商店街連合会に電話で申し込み
その際、出店したい店舗の業種と希望する出店先の商店街（会）をお伝えください。
立川市商店街連合会が、該当する商店街（会）と連絡を取ります。
※複数の商店街（会）を挙げても構いませんが、出店計画書作成の時点では1つに絞ってください。

④商店街とマッチング
出店したい店舗の業種と商店街（会）が求める店舗が一致する場合は、商店街から連絡が来ます。
共同で出店計画書の作成を進めることに双方で合意ができたなら、マッチング成立です。

2 出店計画書の作成

1月31日締切

①商店街（会）と共同で出店計画書を作成

出店計画書は市の様式をお使いください。
様式は立川市商店街連合会のホームページからダウンロードしてください。
※紙での送付を希望する場合はご連絡ください。
地域で成功するための情報や、商店街への波及効果などを中心に、商店街（会）のアドバイスを受けるながら作成してください。

出店の準備は並行して行ってください（審査の時点で開店していても構いません）。

出店計画や店舗経営全般についての相談は、立川市産業観光課の地域経済活性化推進員がお受けします。また、便利な市の融資あっせん制度もあります。詳しくは市HPをご覧ください。同課にお電話ください。☎042-528-4317

②立川市商店街連合会に提出（平成30年1月31日必着）

3 出店計画書の審査・表彰 2月実施予定

① 専門家等からなる選考委員が出店計画書を審査
店舗の能力・店舗の経営力安定性・商店街への波及効果などの観点から審査します

② 表彰する出店計画を決定・商店街(会)に奨励金を交付
最優秀賞115万円 (商店街(会)分=15万、チャレンジャー分=100万)
優秀賞60万円 (商店街(会)分=10万、チャレンジャー分=50万)

③ 出店後、商店街(会)からチャレンジャーに奨励金を交付
表彰時点ですぐに出店済みの場合は、ただちに交付となります。
平成30年3月31日までに開店しなかった場合は、表彰を取り消します。

4 フォローアップ

応募いただいたすべての方が、出店計画を練った商店街(会)のエリア内への
出店とその後の経営の成功につながるよう、フォローアップします。

◆ 商店街(会)のフォローアップ

表彰対象となった場合はもちろん、表彰対象とならなかった場合
でも、その地域での出店を実現できるよう、商店街(会)が店舗探し
や出店後の経営などに関する相談を受け付けます。

◆ 立川市の支援事業

出店後の経営についての専門的な相談は、立川市産業観光課の地
域経済活性化推進員がお受けします。

出店に必要な事業資金の融資あっせん制度もあります。
詳しくは市HPをご覧ください。同課にお電話ください。

042-528-4317

申請にあたっての注意

■ チャレンジャーの要件

チャレンジャーは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 個人にあつてはその方、法人にあつては当該法人に市税の滞納がないこと。

(2) 商店街に加入すること。

(3) 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条に規定する中小企業者 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業を行う者を除く。) 若しくは団体 (政治活動又は宗教活動を行う団体を除く。) の代表者であること、又はそのような者となる予定であること。

(4) 応募する出店計画が現に市内に存する店舗を移転するものではないこと。

■ 応募する事業の要件

・ 出店場所は「空き店舗」(かつて店舗として利用されており、その後営業されていない状態 (その状態となることが見込まれる場合も含む) の不動産) に限ります。新築の建物は「空き店舗」に含みません。

・ 平成29年3月31日現在ですぐに不動産の賃貸借契約または取得をしている方は、チャレンジャーになることはできません。

・ 平成29年4月1日以降であれば、審査結果を待たずに不動産の賃貸借契約または取得、開店をしても構いません。

・ 奨励金の交付は、平成30年3月末までに開店することを条件とします。

平成30年3月末までに開店しなかった場合は、表彰を取り消します。

■ 表彰後に効ける注意

次に該当する場合は表彰を取り消し、すでに奨励金を交付している場合は返還していただきますので、ご注意ください。

(1) 出店計画の大幅な変更により、奨励金の交付が適当でないと認められたとき。

(2) 店舗を出店しなかったとき。

(3) 出店した店舗を出店計画に即した店舗とみなすことができないと市長が認められたとき、またはやむを得ない事情がある場合を除いて、出店から1年以内に出店計画に即した店舗とみなすことができないう店舗に変更されたと市長が認められたとき。

(4) 虚偽その他不正の手段により選定されたとき。

(5) 表彰店舗の出店に当たり法令違反があったとき。

(6) 表彰店舗の出店に当たり社会的信用を失墜させる行為があったとき。

(7) その他市長が必要と認められたとき。

お問い合わせ先

立川市商店街振興組合連合会 042-527-2788

たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	17	戦略番号	3	戦略の方向番号	(2)	事業名	若年者就業支援事業				
対応する戦略名			3. 強みを輝かせ、まちで暮らし働くしごとをつくる								
対応する戦略の方向			(2)産学官の連携による「顔の見えるマッチング」などを通じて、立川で暮らし働くことを希望する若者と多様で魅力ある市内事業者との交流を支援することにより、市内事業者の魅力を若者に伝え、就労や職場定着を促進します。								
事業概要			若年者就労対策に取り組むNPOのノウハウを活用し、就職相談窓口の開設や適正なマッチング、就職に向けたスキルアップ等を支援します。また、地域企業との連携を図り、インターンシップの受け入れ等を行います。								
事業実施状況			専門家による随時キャリア相談、就活セミナー、インターンシップや各種就職支援機関に関する情報提供を477回実施し、延べ982名が参加した。参加申込者24名に対し、就職などの進路が決定した人数は16名であった。また、本プログラムを経て就労を開始した方には、就業状況の報告を受け、働き続けるための相談とアドバイスを行った。								
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※			「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)								
			指標名		若年者就業支援事業による進路決定者数						
			単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値		
			人	13	18	17 (累計35)	16 (累計51)	-	80 2015(平成27)年度～ 2019(平成31)年度累計		
			参加者各自が工夫と改善を繰り返して成功体験を積み上げていくプログラムを各種経験していくことで、立川で暮らす若者が、働くことへの自信をつけるとともに、働き続けるためのスキルを身に着けることができた。								
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成30年度の事業展開			課題	若者の自立支援や地域経済活性化の観点から、若年者と市内中小企業とのより多くのマッチングや、庁内の関係セクションとの連携強化が引き続き必要である。							
			平成30年度の事業展開	昨年度に引き続き、参加者ごとの事情へ柔軟に対応できるように随時募集を行い、事業を継続している。							

マイチャレンジだかわ

認定NPO法人若年者就業支援センター

若者のための就職活動応援プログラム参加者**【随時募集！】**

面接で

自己PRできない

今後の進路
どうしよう？

就活って

何からはじめたら
いいの？自分に何が向いて
いるかわからない

【仕事体験・セミナー】を通じて就職につながる一歩を踏み出し、
【立川市】が応援します！ 【無料】

対象：立川市内在住・在勤・在学 おおむね15～25歳

立川市近隣にお住まいの方でもご相談下さい。

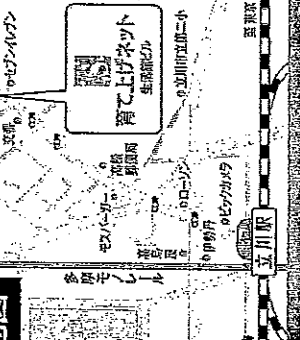
期間：5カ月間（週2日程度）

お問い合わせ： ☎ 042-(527) 6051

✉ mc@sodateage.net 担当：渡辺、齋藤

①氏名（ふりがな） ②年齢③居住地の連絡先（電話＆メール）をご連絡ください。

地図



認定NPO法人若年者就業支援センター

TEL 190-0011

東京都立川市高伏町2-9-22

生活館ビル3F

JR立川駅北口より徒歩15分

要予約

プログラム内容

相談

皆さんの希望に合わせて今後の活動計画を一緒に考えます。活動開始後も相談の時間を設けています。

仕事体験

清掃、新聞の折込み広告作り、農作業などの仕事体験を通じて、体力や報連相といった働くための土台を身に付けます。

※入会前に体験して頂きます。

お気軽にお問い合わせください。

セミナー

一般職業適性検査、社会人マナー証明写真撮影などを通じ、就職活動に必要な準備をします。

イベント

スポーツやお花見などのイベントを通して仲間ができます。卒業後、働き始めてからの息抜きに来る方もいらっしゃいます。

マイチャレンジの声

自分に自信がなかったが、参加しているうちに体力がつき、できる事も増え、少しずつ自信が持てるようになった。

困ったり悩んでも相談に乗ってくれるスタッフのおかげで安心できた。一人では中々出来なかった応募が出来た。

スタッフの声

5カ月間をどのように活動するかは、皆さんのペースや希望に応じて、一緒に考えていきます。お気軽にご相談に来てください。

たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	18	戦略番号	3	戦略の方向番号	(3)	事業名	職場体験学習の推進				
対応する戦略名		3. 強みを輝かせ、まちで暮らし働くしごとをつくる									
対応する戦略の方向		(3)小学生から高校生までの各年代に応じたキャリア教育の展開や地元事業者の素晴らしさを知ってもらう取組を推進し、児童・生徒一人ひとりの勤労観・職業観を社会全体ではぐくみ、将来の地域社会・産業を担う人材を育成します。									
事業概要		経済団体等と連携して職場体験学習の充実を図り、中学生の望ましい勤労観・職業観を育成するとともに、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会とかかわり、自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進します。									
事業実施状況		立川市立全中学校の第2学年の生徒が、立川市内及び近隣他市の事業所において、4日または5日間の職場体験学習を行った。									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査(質問紙調査)における社会貢献の設問で肯定的な回答をした児童・生徒の割合							
		単位	戦略策定時の値(25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		%	小学校 90.6 中学校 86.6	小学校75.1 中学校84.0	小学校73.6 中学校84.2	小学校75.2 中学校88.4	-	小学校 95.0 中学校 90.0			
		中学校においては、職場体験学習だけでなく、姉妹都市中学生サミットにおける交流で、大町市の中学生とともに大町市内を見学したり、成果発表をしたりするなどの活動を通して、地域や社会に目を向ける意識が育っている。また、小中連携教育を進める中で、中学生が職場体験学習の感想や成果を小学生に伝える取組を行う中学校もあり、勤労観・職業観の育成が小学生に広がりつつある。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成30年度の事業展開		課題	小学校における社会に貢献しようとする意識の数値が上がっていない。小中連携教育における前述のような他の手本となる取組も行われているので、立川市民科等とも関連付けてキャリア教育を充実させていくとともに、地域との触れ合いや様々な体験活動を通して視野を広げさせ、中学校における職場体験学習への期待と意欲をもたせていくことが課題である。								
		平成30年度の事業展開	職場体験学習は、5日間の実施をさらに推進する。そのため、受入事業所の開拓をハローワーク等との連携を図りながら進めていく。職場体験学習や姉妹都市中学生交流事業等での中学生の成果を小学生に伝えるなどしながら、児童・生徒に多角的な視野をもたせ、一人一人に勤労観・職業観を培っていく。								

立川市キャリア教育Week

中学生の職場体験

立川市においては、「立川市民科」の学習等により、学校での学習を将来役立てようと思う児童・生徒の育成を図っています。



立川市教育委員会

概要・目的

1

<概要>

- 東京都教育委員会主催の「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）」事業の一環として実施します。
- 中学校2年生において実施します。
- 「総合的な学習の時間」として、4日～5日間実施します。
- 各校おおむね3～4名程度の生徒が、9時～15時を目安として体験します。



<目的>

- ◇ 仕事を体験することにより、「望ましい勤労観や職業観」を身に付けさせます。
- ◇ 学校とは違う社会で学ぶことにより、「社会性やマナー」を身に付けさせます。
- ◇ 職場の方々やお客様、利用者等、多くの方々との関わりを通して「コミュニケーション力」を身に付けさせます。

期待される効果

2

【生徒】

- ・働くことの意義を知ることができ、働くことの大変さや素晴らしさ、仕事が人々の生活にどのように役立っているかを考えるきっかけになります。
- ・人と人との関わり方の大切さを学ぶことができます。
- ・一人一人の大切さと、チームワークの重要性を理解するきっかけになります。
- ・挨拶や時間を守るなどの大切さを学び、学校での学習や生活が、社会でどのように役立つのかを考えるきっかけになります。

【事業所・地域】

- ・従業員の接遇の向上や今の仕事に誇りをもつなど、献労やコミュニケーション等に対する意識の向上が期待できます。
- ・地域に身近な事業所として、好感度を上げることができます。
- ・生徒の新たな一面を発見し、その後の関係作り等のきっかけになります。



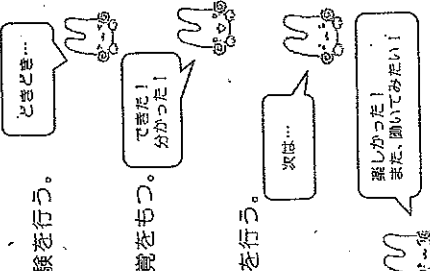
③ 受入から終了までの流れ

- ① **依頼**
→ 教員から職場体験の概要、日程、人数等、予定等について説明し、依頼させていただきます。
- ② **打ち合わせ**
→ 生徒が訪問し、出勤時刻や主な仕事内容、服装や持ち物、昼食等について打ち合わせをさせていただきます。
- ③ **体験**
→ 体験中、学校の教員が指導・助言や記録・確認等のために訪問します。
- ④ **お礼**
→ 体験後、お礼状を送付または持参し、感謝の気持ちを伝えます。



4 5日間の実施例

- 【緊張の1日目】
オリエンテーションにより体験内容を確認し、実際の体験を行う。
- 【覚える2日目】
多くの時間を体験に充て、仕事を覚え、職場の一員の自覚をもつ。
- 【慣れる3日目】
職場の方々とコミュニケーションを図り、円滑に仕事を行う。
- 【考える4日目】
相談したり提案したりして、自ら考えて仕事を行う。
- 【感動の5日目】
4日間の体験で働く楽しさや大変さを味わったり、職場の方々にお世話になった有り難さを感じたりすることで、感動を覚える。



Q&A

- Q どのような仕事をさせればよいでしょうか？
A 特に危険な仕事でなければ、どのような仕事でも構いません。その仕事の意義や大切さを説明していただき、どのような仕事でも大切な仕事であることを学ばせてください。
- Q 当日の欠席や早退がある場合、どうしたらよいのでしょうか？
A 欠席の場合は基本的に事前に学校から連絡がありますが、連絡がなく出勤しない場合や早退する場合は学校へ連絡してください。
- Q 生徒の意欲が見られない場合、どうしたらよいのでしょうか？
A 励めたり、励ましたりしながら支援していただくとともに、働くことが人の役に立ったり、社会のために必要だったりすることを教えてください。それでも改善されない場合は、学校へ連絡してください。
- Q 生徒がお客様にけがをさせたり、物を壊したりした時はどうしたらよいのでしょうか？
A けがの程度により、応急処置や救急車の要請をお願いします。同時に、学校へもご連絡ください。また、物品の破損等についても、学校へ連絡してください。状況により、保険対応させていただきます。
- Q 活動中の生徒の写真を撮影してもよいのでしょうか？
A 写真を撮影すること自体は問題ありませんが、お店のホームページや、個人のSNSに公開する場合は、必ず学校を通じて保護者の承諾を得てください。
- Q 4日間や5日間のプログラムはどうやって決めればよいのでしょうか？
A 別紙のプログラム例を参考に、学校と相談して決めてください。
- その他、予期せぬ事態や判断に迷う事態が発生した場合は、遠慮なく学校へ連絡してください。必要がありましたら、立川市教育委員会へご連絡ください。



たちかわ創生総合戦略 事業実施結果シート

整理番号	19	戦略番号	3	戦略の方向番号	(3)	事業名	地域ものづくり力発見事業				
対応する戦略名		3. 強みを輝かせ、まちで暮らし働きごとをつくる									
対応する戦略の方向		(3)小学生から高校生までの各年代に応じたキャリア教育の展開や地元事業者の素晴らしさを知ってもらう取組を推進し、児童・生徒一人ひとりの勤労観・職業観を社会全体ではぐくみ、将来の地域社会・産業を担う人材を育成します。									
事業概要		地域の生産現場を訪れ技術者の話を聞くことで、日本経済を支える「ものづくり」の技術力を体感し、ものづくり産業への理解を深めるとともに、職業観を育成します。									
事業実施状況		立川商工会議所が市内小学生とその保護者を対象に、夏休み期間を利用して実施。市内の紙製品の製造等を行っている工場において、工程のしくみや過程などを9組の親子が見学した。市は、広報たちかわにより事業の周知を行った。									
地方創生の観点から事業実施により得られた効果※		「たちかわ創生総合戦略」における本事業の重要業績評価指標(KPI)									
		指標名		工場見学参加組数							
		単位	戦略策定時の値 (25年度)	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度目標値			
		組	15	13	17 (累計30)	9 (累計39)	—	75 2015(平成27)年度～ 2019(平成31)年度累計			
		工場見学の参加者からは高い満足度を得られており、市内事業者のすぐれた技術力を知り、興味をもってもらうことで、児童の勤労観・職業観の育成に寄与した。									
上記効果に対し、地方創生の観点からの課題及び平成30年度の事業展開		課題	平成29年度より、立川商工会議所の独自事業となっているが、市としては事業の周知を効果的に行う必要がある。								
		平成30年度の事業展開	引き続き、立川商工会議所の独自事業として実施されるため、市としても周知に努める。								